

契約の締結がクラウド上で完結します

事業者様は費用負担なしでご利用いただけます

【利用の流れ】



メリット

- ・契約書の紙での保管が不要になります。
- ・契約書への押印や書類の受け渡しが不要になります。
- ・契約書への収入印紙の貼付が不要になります。

「電子契約利用申出書」の提出をお願いします

電子契約利用申出書

【入札（見積）対象】

案 件 名	
開 札 日 (見積書提出期限日)	年 月 日

上記、入札（見積）案件について、電子契約を希望します。

本入札の落札者となった場合に提出する契約書について、電子契約サービスの利用を希望しますので、以下のとおり電子署名を行う者を2名申請します。

【第1 承認者】※会社・支社・営業所等の代表メールアドレスがある場合は、そのアドレスを記載ください。

担当者	役職		氏名	
電子メールアドレス				

【第2 承認者】※代表者自ら電子署名を行う、若しくは契約の締結に関する権限の委任を受けた者。

契約締結権者	役職		氏名	
電子メールアドレス				

（宛先）富山市長

年 月 日

住 所

法 人 名

役職氏名

（個人の場合は、氏名）

【留意事項】

- 1 本申出書は、押印不要です。
- 2 電子署名を行う者は、担当者と契約締結権者の2名が必要です。契約締結権者が担当者も兼務する場合、第2承認者各欄に「同上」と記載してください。なお、契約締結権者は、当該案件の契約締結権を有する者であり、本市の入札参加資格業者名簿に代表者として記載のある者です。また、当該案件に限り、代表者から契約の締結に関する権限の委任を受けた場合、別途委任状を契約担当課に提出してください。
- 3 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法

1 同意事項

「電子契約を利用して契約を締結すること」

2 記載いただく内容

「契約締結権限者」の氏名、メールアドレス

「契約担当者」の氏名、メールアドレス

3 書類の提出時期

- ・建設工事、建設コンサルタント業務：入札時に積算内訳書等と併せて電子入札システムにて提出する。
- ・物品購入、業務委託：入札書提出期限までに入札担当課へメールにて提出する。